

医政発 1004 第 10 号
薬生発 1004 第 1 号
令和 4 年 10 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 145 号）については、別添のとおり公布され、令和 4 年 10 月 4 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師及び薬剤師については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条において、2 年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式並びに薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）第 7 条第 2 項及び様式第 6 において、医師、歯科医師及び薬剤師が届け出なければならない事項について、それぞれ書式を定めているところ。

- 令和4年度は、当該届出に基づき調査を実施する年であり、今後の医師、歯科医師及び薬剤師の確保対策の検討等に活用するために必要な情報を当該届出により把握することを可能とするため、各都道府県への調査票の送付に先立ち、医師法施行規則第2号書式、歯科医師法施行規則第2号書式及び薬剤師法施行規則様式第6に定める届出の書式について、それぞれ下記のとおり所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下において、集中治療に従事する医師の重要性が認識される中、地域における集中治療提供体制を適切に把握するため、「従事する診療科名等」の欄について、「集中治療科」を追加する。
- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第347号）により広告可能な範囲が拡大されたため、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」の欄について、「内科専門医」、「臨床検査専門医」、「総合診療専門医」、「総合内科専門医」及び「医師少数区域経験認定医師」を追加する等の改正を行う。
- 大学名の変更及び大学の新設があったため、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更及び追加する。
- その他所要の改正を行う。

(2) 歯科医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

(3) 薬剤師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 大学名の変更があったため、「薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更する。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

- 施行期日：令和4年10月4日

以上

○厚生労働省令第四百十五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月四日

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

医 師 届 出 票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(2) 氏 名		
メールアドレス		
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日
1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正		
(7) 従事している施設及び業務の種類		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ)	診療所 病院 (医育機関附属の病院を除く。) 医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関) 介護老人保健施設 介護医療院 上記以外の施設 その他	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者 03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者 05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他) 10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者 12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者 14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者 18 その他の業務の従事者 19 無職の者
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)		
従事先 「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度(12月1日～7月の)宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、勤務の場合は0.5日としてカウントする。 「宿直・日直回数」は、今年度(12月1日～7月の)休日の夜間(、国内に待機して診療等の対応を行う勤務)の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。		
(8) 主たる従事先		
ふりがな		
名 称	電 話 代表電話 (- -)	
所 在 地	〒 -	
	都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
勤 務 状 況	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0	
該当する項目を1つ○で囲むこと。	11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
就業形態 「就業形態」(「主たる業務内容」)「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～09、07及び09～17のいずれかを記入した者のみ記入すること。		
就 業 形 態	1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他	
休 業 の 取 得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先		
ふりがな		
名 称	電 話 代表電話 (- -)	
所 在 地	〒 -	
	都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
勤 務 状 況	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0	
該当する項目を1つ○で囲むこと。	11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)	

裏面へ続く

第二号書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、かつはくで選んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を○で記入すること。 臨床研修医の場合、41臨床研修医の番号を○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最近の診療科名の番号を○で囲むこと。	(10)欄の「主たる診療科・業務の種類」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。	01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科 19 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 集中治療科 41 臨床研修医 42 全科 43 その他()	主たる診療科名の番号(1つ)
(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名 麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。 ※01、18、19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は厚生労働省認定資格、20～60は学会認定資格	医師法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを○で記入すること。	01 内科専門医 02 小児科専門医 03 皮膚科専門医 04 精神科専門医 05 外科専門医 06 整形外科専門医 07 産婦人科専門医 08 眼科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 10 泌尿器科専門医 11 脳神経外科専門医 12 放射線科専門医 13 麻酔科専門医 14 病理専門医 15 救急科専門医 16 形成外科専門医 17 リハビリテーション科専門医 18 臨床検査専門医 19 総合診療専門医 20 総合内科専門医 21 呼吸器専門医 22 循環器専門医 23 消化器専門医 24 腎臓専門医 25 肝臓専門医 26 神経内科専門医 27 糖尿病専門医 28 内分泌代謝科専門医 29 血液専門医 30 アレルギー専門医 31 リウマチ専門医 32 感染症専門医 33 心療内科専門医 34 呼吸器外科専門医 35 心臓血管外科専門医 36 乳腺専門医 37 気管食道科専門医 38 消化器外科専門医 39 小児外科専門医 40 超音波専門医 41 細胞診専門医 42 透視専門医 43 老年病専門医 44 消化器内視鏡専門医 45 臨床遺伝専門医 46 漢方専門医 47 レーザー専門医 48 気管支鏡専門医 49 核医学専門医 50 大腸肛門病専門医 51 婦人科腫瘍専門医 52 ペインクリニック専門医 53 熱傷専門医 54 脳血管内治療専門医 55 がん薬物療法専門医 56 周産期(新生児)専門医 57 生殖医療専門医 58 小児神経専門医 59 一般病院連携精神医学専門医 60 麻酔科標榜医 61 医師少数区域経験認定医師	
(12) 分娩の取扱いの有無 (過去2年以内の実績)	1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし (13)出身地 () 都道府県 () ・ 外国		
(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を○で囲むこと。 (終了した大学院名等の番号を○で囲まないこと)。 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択できない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	01 北海道大学 02 旭川医科大学 03 弘前大学 04 東北大学 05 秋田大学 06 山形大学 07 筑波大学 08 群馬大学 09 千葉大学 10 東京大学 11 東京医科歯科大学 12 新潟大学 13 富山大学 14 金沢大学 15 福井大学 16 山梨大学 17 信州大学 18 岐阜大学 19 浜松医科大学 20 名古屋大学 21 三重大学 22 滋賀医科大学 23 京都大学 24 大阪大学 25 神戸大学 26 鳥取大学 27 島根大学 28 岡山大学 29 広島大学 30 山口大学 31 徳島大学 32 香川大学 33 愛媛大学 34 高知大学 35 九州大学 36 佐賀大学 37 長崎大学 38 熊本大学 39 大分大学 40 宮崎大学 41 鹿児島大学 42 琉球大学 公立 43 札幌医科大学 44 福島県立医科大学 45 横浜市立大学 46 名古屋市立大学 47 京都府立医科大学 48 大阪公立大学 49 奈良県立医科大学 50 和歌山県立医科大学 私立・大学校・外国医学校・その他 51 岩手医科大学 52 東北医科薬科大学 53 自治医科大学 54 獨協医科大学 55 埼玉医科大学 56 国際医療福祉大学 57 杏林大学 58 慶應義塾大学 59 順天薬科大学 60 昭和大学 61 帝京大学 62 東京医科大学 63 東京慈恵会医科大学 64 東京女子医科大学 65 東邦大学 66 日本大学 67 日本医科大学 68 北里大学 69 聖マリアンナ医科大学 70 東海大学 71 金沢医科大学 72 愛知医科大学 73 藤田医科大学 74 大阪医科薬科大学 75 関西医科大学 76 近畿大学 77 兵庫医科大学 78 川崎医科大学 79 久留米大学 80 福岡大学 81 産業医科大学 82 防衛医科大学校 83 外国の医学校 84 その他		
(15) 地域枠等 該当する場合記入すること。(該当がない場合記入不要)	(15)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。	1 英国 2 オーストラリア 3 韓国 4 中国 5 ハンガリー 6 ブラジル 7 米国 8 ルーマニア 9 その他()	
(16) 本届出票の活用に関する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。	同意しない場合	
(17) 備考			

提出期限 翌年1月15日

歯 科 医 師 届 出 票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
ふりがな		
(2) 氏 名	()	
メールアドレス		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること 同意しない場合		
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日
		1 平成 2 大正 3 明治 4 昭和
(5) 歯科医師登録番号	第 号	(6) 歯科医師登録年月日
		1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正
(7) 従事している施設及び業務の種類		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～18のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
従たる施設・業務の種別(1つ)	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者 17 その他の業務の従事者 18 無職の者
(8) 主たる従事先		
(「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	()	
所 在 地	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
就 業 形 態	1 常勤 2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
休 業 の 取 得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先		
(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	()	
所 在 地	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村

裏面へ続く

(歯科医師法施行規則の一部改正)
第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二号書式を次のように改める。

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票

(令和 年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(2) ふ り が な	電 話 (-)	
(2) 氏 名		
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を皆郵配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 平成 昭和 大正 明治 令和 平成 昭和 大正 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 1 2 3 4 1 2 3 4
(7) 主 に 従 事 し て い る 施 設 及 び 業 務 の 種 別	施設の種別 業務の種別 薬局 01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外) 病院 05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等) 診療所 07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等) 介護保険施設 09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者 大学 11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生 医薬品関係企業 13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業 上記以外の施設 17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者 その他 18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
(8) 名 称	電 話 代表電話 (-)	
(9) 所 在 地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(10) 就 業 形 態	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 1 常勤(勤務時間32時間以上) 2 非常勤(8時間未満) 3 非常勤(8時間～16時間未満) 4 非常勤(16時間～24時間未満) 5 非常勤(24時間～32時間未満)	
(11) 休 業 の 取 得 (最寄りの者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等	国立 01 北海道大学 02 東北大学 03 千葉大学 04 東京大学 05 富山大学 06 金沢大学 07 京都大学 08 大阪大学 09 岡山大学 10 広島大学 11 徳島大学 12 九州大学 13 長崎大学 14 熊本大学 公立 15 岐阜薬科大学 16 静岡県立大学 17 名古屋市立大学 私立・外国薬学校 18 北海道医療大学 19 北海道科学大学 20 青森大学 21 岩手医科大学 22 東北医科薬科大学 23 医療創生大学 24 奥羽大学 25 国際医療福祉大学 26 高崎健康福祉大学 27 城西大学 28 日本薬科大学 29 城西国際大学 30 千葉科学大学 31 帝京平成大学 32 東京理科大学 33 東邦大学 34 日本大学 35 北里大学 36 慶應義塾大学 37 昭和大学 38 昭和薬科大学 39 東京薬科大学 40 星薬科大学 41 武蔵野大学 42 明治薬科大学 43 帝京大学 44 横浜薬科大学 45 新潟薬科大学 46 北陸大学 47 愛知学院大学 48 金城学院大学 49 名城大学 50 鈴鹿医療科学大学 51 京都薬科大学 52 同志社女子大学 53 立命館大学 54 大阪大谷大学 55 大阪医科薬科大学 56 近畿大学 57 摂南大学 58 神戸学院大学 59 神戸薬科大学 60 兵庫医療大学 61 姫路獨協大学 62 武庫川女子大学 63 就実大学 64 広島国際大学 65 福山大学 66 安田女子大学 67 徳島文理大学 68 松山大学 69 第一薬科大学 70 福岡大学 71 長崎国際大学 72 崇城大学 73 九州保健福祉大学 74 外国の薬学校	
(13) 出 身 地	あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。 (都道府県) ・ 外国	
(14) 本届出票の活用に対する施認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合	
(15) 備 考		

(薬剤師法施行規則の一部改正)
第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
様式第六を次のように改める。

この省令は、公布の日から施行する。